

お知らせ

今年も開催！ 市民協働フェスティバル 「まちカフェ！」

市内を中心に活躍するNPO法人、市民活動団体などが一堂に集うイベント、市民協働フェスティバル「まちカフェ！」を、11月下旬～12月に開催します。会場を市庁舎・市内で分散し、オンラインでも開催予定です。企画・運営は、参加団体と企画・運営ボランティアが参加する実行委員会が主体となって進めます。

「まちカフェ！」に出展する団体、企画・運営ボランティア、イベントを支える協賛団体を募集しています。不明な点は、お問い合わせください。
申団体名(団体として参加する場合)・氏名・電話番号・Eメールアドレス

を明示し、電話またはEメールで5月14日までに「まちカフェ！」実行委員会事務局(町田市地域活動サポートオフィス内)(☎785・4871 info@machida-support.or.jp)へ。
問市民協働推進課☎724・4362

大地沢青少年センター 11月分の利用受付開始

函市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人
申5月1日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。
 ※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。
 ※11月2日、4日、9日、16日、24日、30日は利用できません。

せせらぎの里 町田市自然休暇村 11月分の利用受付開始

函市内在住、在勤、在学の方とその同

行者
場町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)
申5月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み可)
 ※初日の午後1時までの受付分は抽選(自然休暇村ホームページで受付分も含む)、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。詳細は自然休暇村(☎0267・99・2912)へお問い合わせいただくか、自然休暇村ホームページの空室情報をご覧ください。
 ※11月9日、10日、13日は利用できません。

催し・講座

参加の際は、検温・手洗い・マスク着用などの感染症対策をお願いします。

町田新産業創造センター 創業・起業に関する

相談会・オンラインセミナー

【町田創業～ファーストステップ相談会】

専門家が創業をサポートします。
日5月15日(土)午後1時～5時(1人1時間)
申参加希望日の前日正午までに同センターホームページで申し込み。

【町田創業～ファーストステップセミナー】

創業に必要な知識の習得を目的としたZoomミーティングでのオンラインセミナーです。

日①5月13日(木)午後2時～3時②5月13日(木)午後3時15分～4時15分③5月26日(水)午後2時～3時④5月26日(水)午後3時15分～4時15分

函①経営～補助金にも活用できる! 0からわかる事業計画②財務～徹底攻略! 収支計画 和菓子屋を黒字化できるか? (収支計画の作成が初めての方の参加可) ③人材育成～怒りで失敗しない! 経営者のためのアンガーマネジメント④販路開拓～0から始めるWebサイト 知らないとマズイ! サイトの基本とよくあるトラブル(IT初心者向け)

講①クレドパートナー・岡田勇雄氏 ②(株)ウィルパートナーズ・辺見香織氏 ③こころサロン創・佐瀬りさ氏 ④(株)ウィルパートナーズ・馬場郁夫氏

定各30人(申し込み順)
申参加希望日の前日午後5時までに、同センターホームページで申し込み。



函創業予定の方、創業して間もない方等
場同センター
問同センター☎850・8525、町田市産業政策課☎724・2129

市民税・都民税課税(非課税)証明書を発行します

問市民税課☎724・2874

次の日程で、今年度の市民税・都民税課税(非課税)証明書を発行します。

- ①給与から市・都民税が差し引かれる方=5月18日以降
 - ②個人で納付する額がある方=6月1日以降
 - ③65歳以上(4月1日時点)で公的年金に係る雑所得がある方=6月14日以降
- ※①と②を併せて納付される方は6月1日以降、①または②により納付される方も③に該当する方は6月14日以降の発行になります。マイナンバーカードをお持ちの方は、6月14日以降にコンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスがご利用いただけます。
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、所得税確定申告の

期限が4月15日に延期されました。延期後(3月16日以降)に申告した場合、今回お知らせする証明書発行開始日に申告内容の反映が間に合わない場合があります。

発行場所市民課(市庁舎1階)、市民税課(市庁舎2階)、各市民センター、各連絡所

費1通につき300円(コンビニエンスストアでの自動交付サービスを利用の場合は150円)

【本人確認書類をお持ちください】

証明書交付申請のために窓口に来られる方は、下表の本人確認書類をお持ちください。

本人に代わって請求する場合は委任状等の書面が必要です。代理で窓口に来庁する方も本人確認書類をお持ちください。

本人確認書類 (①は1点、②は2点、または②1点+③1点で確認)

①	運転免許証等官公署発行の免許証もしくは資格証明書(写真付き)、マイナンバーカード(写真付き)、旅券、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード(写真付き)、身体障害者手帳、療育手帳など
②	健康保険証、各種年金証書及び年金手帳、住民基本台帳カード(写真無し)、生活保護受給証明書、地方公共団体交付の敬老手帳、①の書類が更新中に交付される仮証明書や引換書類、本人宛て納税通知書など
③	学生証、法人が発行した身分証明書、キャッシュカードなど

福祉に関する身近な相談相手

5月12日は民生委員・児童委員の日

問福祉総務課☎724・2537

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、任期は3年です。児童委員を兼ねていて、地域に暮らす身近な相談相手として、高齢での暮らしや健康に関する不安、ご自身や家族の医療・介護に関する相談、子育ての心配ごとなど、福祉に関するさまざまな相談に応じています。

また、市の関係窓口や社会福祉協議会、児童相談所などの関係機関と連携し、相談内容に応じて、適切な福祉サービスが受けられるよう「地域の方々」と行政を繋ぐパイ

プ役]としても活動しており、子どもの問題を専門に担当する主任児童委員も活動しています。

民生委員・児童委員には法律により守秘義務が課されており、活動上で知った個人のプライバシーは厳守します。守秘義務は委員を退任した後も課されますので、安心してご相談ください。

民生委員・児童委員はそれぞれ担当地域を持って活動しています。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員は、福祉総務課にお問い合わせください。

市税の納税通知書の発送と減免等のお知らせ

2021年度の納税通知書・税額通知書を右表のとおり発送します。納期限までに納付をお願いします。
 ※納税通知書到着後から1週間程度は、窓口が大変混み合いますのでご注意ください。

問個人の市・都民税について=市民税課☎724・2114、2115、法人市民税について=市民税課☎724・3279、軽自動車税について=市民税課☎724・2113、固定資産税・都市計画税について=資産税課☎724・2116(土地)、2118(家屋)、2119(償却資産)、口座振替について=納税課☎724・2121

	個人の市・都民税	法人市民税	軽自動車税(種別割)	固定資産税・都市計画税
発送日	6月1日 ・65歳以上の公的年金所得のある方=6月14日 ・給与差引の方=5月18日に税額通知書を勤務先へ送付	-	5月11日(※3)	4月30日(※5)
納期限	第1期納期限=6月30日	-	5月31日	第1期納期限=5月31日
減免制度(※1)	①生活保護法の規定による保護を受けている方 ②災害で住宅や家財に損害を受けた方 等	収益事業を行っていない公益社団法人及び公益財団法人等(※2)	身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車等で、障がいの程度が一定の要件に該当する場合(※4)	①集会所や福祉施設、また一般に開放された遊び場や公園等、公益のために専用する固定資産(有料で利用するものは除く) ②災害等により価値を著しく減じられた固定資産 ③生活保護法により生活扶助を受けている方などの固定資産

- ※1 各税目の納期限までに申請が必要です。申請を希望する方は納付前にご相談ください。
- ※2 該当すると思われる法人には、個別にご案内します。
- ※3 5月18日までに届かない場合は、市民税課諸税証明係(☎724・2113)へご連絡ください。
- ※4 減免可能な台数は、普通自動車、軽自動車、二輪車及び原動機付自転車等を含めて、いずれか1台限りです。福祉事業に専用する車両等についても、減免となる場合があります。手続きに関する詳細は、町田市ホームページをご覧ください。
- ※5 5月13日までに届かない場合は、資産税課管理係(☎724・2530)へご連絡ください。

スマホで! 自宅で! 簡単納付!

問納税課☎724・2121
 スマートフォンを利用してキャッシュレスで市税の納付ができます。詳細は町田市ホームページをご覧ください。

市税のお支払いが困難な方は早めのご相談を

問納税課☎724・2121
 災害や病気等やむを得ない理由(新型コロナウイルス感染症の影響による相当の収入減少を含む)で市税の支払いが困難な方には、事情に応じた納税相談を実施しています。納税通知書が届きましたら、お早めにご相談ください。